

◎国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

(平成二九年一二月一五日法律第八〇号)(衆)

一、提案理由(平成二九年一二月五日・衆議院本会議)

○古屋圭司君　ただいま議題となりました国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、人事院勧告に伴う政府職員の給与改定に準じて国会議員の秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定を行おうとするものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告(平成二九年一二月八日)

○山本順三君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、政府職員の給与改定に伴い、議員秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ改定しようとするものであります。

委員会におきましては、日本維新の会の東理事より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注)　衆議院においては、委員会の審査は省略された。